

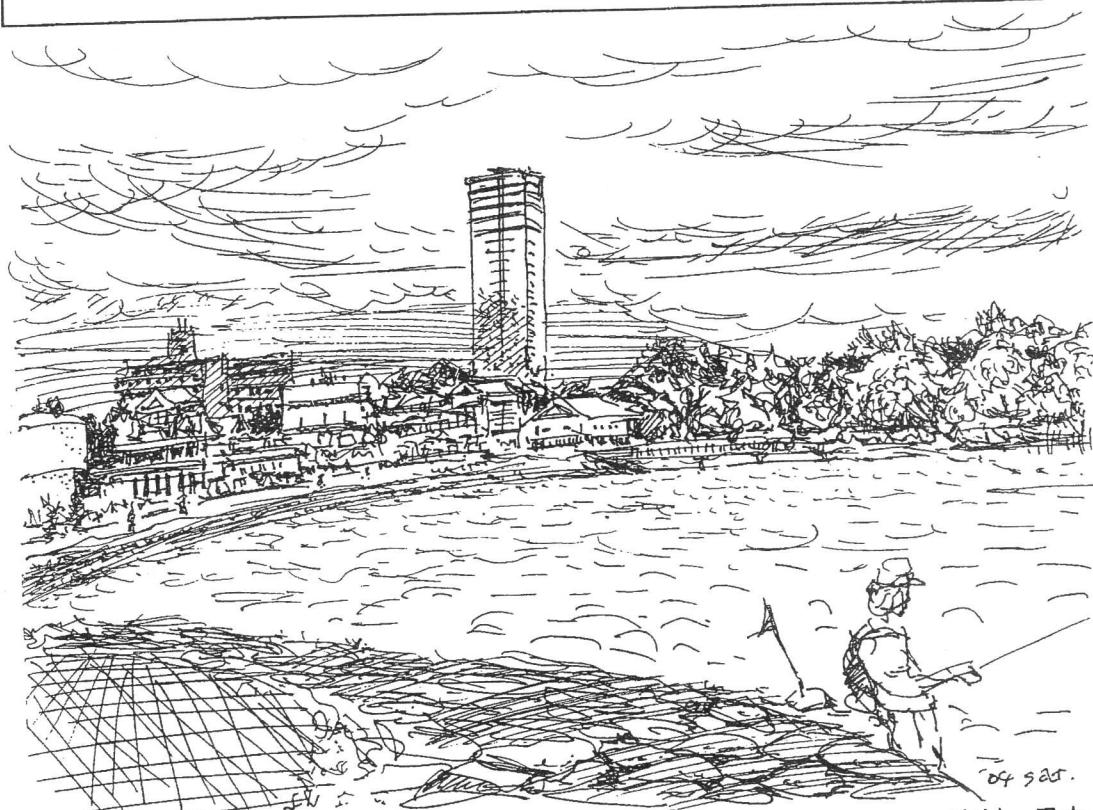
2004・6・15

No. 111

びわ湖通信

びわ湖の水と環境を守る会

大津市南志賀2丁目4-5 西田 清氣付
TEL&FAX 077-524-6860 郵便振替 01080-0-23269



志村 里士

膳所浄水場をのぞむ

梅雨に入り、湖面が荒れているが、魚を釣る人は、一生懸命に竿を出している。
湿った風がかけ抜けていく。

画 膳所浄水場をのぞむ	志村 里士	1
目 国と市民の双方にむけた「意見書」——「淀川水系流域委員会の『意見書』を読む会」		2
『淀川水系流域委員会 意見書』へのコメント	近藤 学	4
「淀川水系流域委員会 意見書」に対する意見	西田 清	8
エッセイ 近江の分水嶺を歩いて思う	長宗 清司	10
次 滋賀県がまた道理ないダム建設論		11
酸素の会 第5回報告集会のお知らせ 日本環境学会の2つのシンポジウム		12

びわ湖通信 NO111 (2004. 6)

国と市民の双方にむけた「意見書」

「淀川水系流域委員会の『意見書』を読む会」で意見を交わしました

5月29日、大津市のふれあいプラザ（明日都浜大津）で「淀川水系流域委員会の『意見書』を読む会」を開きました。「読む会」には会員12人が出席、倉田亨・近畿大学名誉教授（琵琶湖部会委員）、川那辺部浩哉・県立琵琶湖博物館館長（琵琶湖部会会长）の流域委員（有志）と意見を交わしました（中村正久琵琶湖研究所所長は急用のため欠席）。倉田委員は学会を中途退席しての参加、川那部委員は仕事を見届けての急遽の参加で、出席者一同、感謝しました。以下、断片的ですが、「読む会」のもようを報告します。

畠明郎代表委員は、開会あいさつで「読む会」の開催経過を報告、「びわ湖の会」の要望に応えて流域委員会庶務が、「読む会」への出席案内を全流域委員に案内してくれたことを報告しました。このあと、近藤学・滋賀大学教授（会員）、西田清「会」事務局長が「意見書」についてコメントしました（くわしくは別項を見てください）。

近藤教授は、改正河川法が河川開発の基本的姿勢を変えていないことを指摘したあと、流域委員会の提言のいもかかわらず、国土交通省近畿地方整備局の「基礎原案」が従来の河川開発のあり方反省していない点を明確に批判すべきだった、と述べました。また財政問題を扱わないで河川改修事業の是非を論ずるのは問題だ、と提起しました。

西田事務局長は、ダム建設によって生ずる自然破壊や計画高水流量のいくつかの問題で流域委員会自身の見解を示したかったと述べ、「委員会意見」と「琵琶湖会意見」の間に落差がある、「琵琶湖部会意見」を「委員会意見」としてもっと押し出すべきだったと、委員の見解を求めました。

2人の意見に対して委員（有志）側の第1回コメントが行なわれ、まず倉田委員が次のように述べました。

「委員会は、河川開発を『川が川をつくる』方向へ持っていく、この点を曲げないようにしようと努力した。多くの委員はこれまでの建設省（現国土交通省）の河川開発に批判的だった。委員会の意見は多々あったが、『ダムは原則としてダメ』ということを明らかにしている。水需要の過大は、自治体の要求を集計するだけのずさんさからきている。

「財政は財務省の関係でコメントできないということで、財政問題に手が触れられない不満も残った」

流域委員会の立上げからかかわってきた川那部委員は、次のように述べました。

「改正河川法は環境保全と住民の意見の反映をつけ加えたが、河川開発の基本姿勢が変わったとはいえない。「意見を聞く」場合でも、『管理者が必要と認めた場合』となっており、制約がある。

淀川水系流域委員会は、学識経験者によって構成されたが、私たちは『学識経験者』とは『地域に住んでびわ湖・淀川に詳しい人』と考えて、委員を選んだ。委員会は、（旧）河川審議会の最終答申（①水害は閉じ込め不可能。流域対応が必要、②住民が判断できるよう資料提供する、③伝統的工法を考慮する）を基盤としながら議論をすすめた。

びわ湖は滋賀県に預けてある湖だ。近畿地方整備局は滋賀県など自治体の意見も聞いて

方向を決める。

自然環境中心に問題を考えること、みんなが考えることが必要だ」

この後、参加者から意見が出され、議論も行なわれました。

「国からみれば、流域委員会は『鬼子』のような存在ではないか。私たちから見ればダム問題などすばらしい提言だ。しかし滋賀県当局や滋賀県の自民党は、流域委員会を『悪の権化』のように思っている」との指摘、「湖岸道路をそのままにしておいて、びわ湖がとり戻せるか。湖岸道路には信号も少なくて、地元の住民は湖岸にも出られない」との提起もありました。

「治水ダムならわからんこともないが、なぜ利水ダムの推進なのか」という疑問に対し、参加の間から「国はダムをつくる方向だ。県は『30年たってダムがいらないとは…』といって、ダムづくりを推進している」、「ムダな公共事業はやめよ、の世論を高める必要がある」などの意見が出されました。

流域委員会の成り立ちと今後の課題、委員会事務局のありようなどについての質問もあり、両委員が答えられました。

川那辺委員は、整備局から指名された4人から成る準備会議が、何百人の応募者から委員を選び、委員が議論し、委員が「意見書」を書き上げてきた経過を説明、「住民の意見を反映する仕組みをつくることを提起しているが、（具体的なあり方を）これから考えていかなければならない」と述べました。

倉田委員は、「流域委員会は、国に『口出しできる権利を与えられた機関』だ。事務局の経費は国が持っているが、委員会の庶務で国交省から独立している。文書作成にあたっているが、国と委員会の意見を「折衷」することがなかったとはいえない。しかし文書についても委員から意見を述べている」と答えました。また委員会の今後について「委員会は引き続き存在するが、人数が多すぎる。委員の交替もあるだろう」と述べました。

最後に参加者の間から、重ねて「『委員会意見書』と『琵琶湖部会意見』の落差をどう考えるのか」と委員の意見を求める発言があり、両委員が見解を述べました。

倉田委員は「部会の責任として、ダムをつくるなら黙っていないぞ、ということだ」と述べ、川那辺委員は「部会は委員会の下部組織だ。委員会と部会の間にトーンの相違があるかもしれないが、委員会として『ダムは原則として建設しない』という点も含めて完全に意見は一致している」と述べました。

なお川那辺委員は、「『具体的な整備内容シート』に意見を述べるべきではなかったのでは」という意見に対して、「『シート』は『計画』と一体であって意見を述べないわけにはいかない。留保、付帯条件をつけたものも多々ある」と答えました。そして「『意見書』は批判的に読んでほしい。委員会にも、行政にもどんどん意見を寄せてほしい」と呼びかけました。

(文責 編集部)

びわ湖通信 NO111 (2004. 6)

『淀川水系流域委員会 意見書』へのコメント

近藤 学 (滋賀大学)

[1] 分析視点

1997年5月、河川法が改正された。その主要な点は、(1) 法の目的に「河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全」を導入・追加したこと、(2) 河川管理の意思決定方式（計画制度）を一段階方式（第十六条）から「河川整備基本方針」と「河川整備計画」の二段階方式に変更（第十六条の二を追加）したこと、(3) 河川整備計画の案を作成する場合に「河川管理者は・・・公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるため必要な措置を講じなければならない」（第十六条の二の4）としたこと、(4) 「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」に関する情報の公開（第十六条5、第十六条の二6）を義務付けたこと、である。

これまで、建設大臣（実質的には水官僚）が河川審議会と関係都道府県知事に意見を聞いて決めていた「工事実施基本計画」（形式的には閣議決定による承認と、国家予算の国会承認が必要）による一段階方式が改められ、「河川整備基本方針」を大臣が定めたあとに、「河川整備計画」を学識経験者や住民の声を反映して定めなければならない方式に切り替わった。特に住民の役割については一步踏み込んだ評価がなされ、「河川整備計画」に意見を述べる機会をあたえるのみでは十分でなく、その意見を積極的に反映させるべき措置を講じるべきことが法律に規定されている。

今回の改正は1964年の河川法改正以来の大型改正と期待されているが、他方で若干の問題点がある。

(1) 「環境の保全」を目的に追加したというが、従来の利水中心の河川管理のやり方（水需要予測の過大さ、ダム建設中心の河川管理のあり方、浪費的公共事業による財政赤字の深刻化など）を根本的に反省するのではなく、「環境」に配慮するという新たな装いのもとで河川開発事業を推進してゆくという基本的姿勢は変わっていない。また、後に述べるように開発と環境保全を統合的に追及してゆくためには河川法の枠組みでは不十分である。

(2) 「住民参加」が歌われているが、住民を対等のパートナーと位置づけるのではなく、あくまでも意見を聞き置く対象としてしか位置づけられていない。法律的には、住民の意見は「反映させるべきものではなく、「反映させるため必要な措置を講ずればよいのであるから、形式的に「公聴会」等を開催し、住民に賛成あるいは反対の意見を述べさせる機会さえ与えれば、河川法の責任は果たされるのである。

(3) 従来の河川開発事業の意思決定システムは便益を受ける人間（地域住民）と費用負担の決定を行う人間（一級河川は中央政府が負担）の関係が断ち切られてきたことが財政赤字を膨らませる一因であったが、新しい方式も、やはり便益を受ける人間と費用負担を決定する人間の関係が断ち切られ、財政赤字に歯止めを掛ける仕掛けにはなっていない。

上記のような問題点はあるものの、「河川整備計画」づくりの過程に住民の要求をある程

度盛り込む可能性が生めたことは積極的に評価したい。そこで、重要なのは、住民運動等がこれまで批判してきた論点がどのように「河川整備計画」に盛り込まれてゆくか、という点である。

[2] 「淀川流域委員会」の法的位置づけ

・淀川流域委員会の中でどのように立派な議論がなされ、すばらしい結論が得られたとしても、それを「河川整備計画」に反映させる法的保証がなければ、まさに「絵に描いたも」ちでしかない。この点で、淀川流域委員会の法的位置づけには若干の問題がある。

(1) この委員会には「河川整備基本方針」を修正させる法的権限はない。この「基本方針」には、洪水対策についての基本的考え方やその事業規模を決定する上で重要な基本高水量、計画高水流配分などの「その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事の実施及び河川の維持についての基本となるべき方針」が含まれるが、これに対して委員会として意見を述べる法的権限は与えられていない。いわば河川利用の大枠は別のところで決められてしまう構造になっている。

(2) この委員会の役割や意見を述べることができる範囲が事実上限定されていることがある。まず、開発資金の節約や新たな住民負担の検討（水源税や環境税の導入、地下水の有料化など）、従来の水資源開発に関する財政負担システムの見直し（アロケーション方式や国庫負担率の見直しなど）等の財政問題に意見を述べることはおそらく期待されていない。また、環境を含むことにより、従来の河川局の仕事の範囲を超えた他省庁にかかる調整が必要となるが、こうした新たな流域計画・管理機関の設置を含む河川法改正の論点はおそらく期待されていない。さらに、真に河川利用のあり方について総合的かつ長期的視点にたって検討を加えるとするならば、その利用者である企業や自治体の関係者をも一堂に会して議論を戦わせ、互いの立場や理解を深めることが重要である。しかし、この委員会は学識経験者に委員が限定されており、総合的観点からの河川利用の検討を行えない委員会構成となっている。（河川局と都道府県、河川局と住民は別途議論する形になっている）この点で、流域委員会は河川局にとっての唯一のカウンターパートではなく、（学識経験者、地方自治体、住民という）「三者の中の一つ」の存在であるに過ぎない。結局のところ、淀川流域委員会は河川局（メーカー）と利用者全体（ユーザー）が対等の関係で向かい合う機関ではなく、河川局の下部組織ないし応援団の役割を基本的に期待され、位置づけられているのである。

(3) 河川管理者が自治体や学識経験者や住民の声をどのように、あるいはどの程度聞くか、あるいは聞かないかは、河川管理者の裁量である。この委員会には自らの答申を河川管理者に強制する法的権限は一切与えられていない。

淀川流域委員会には上記のような問題点があるが、他方で「淀川モデル」とも呼ぶべき積極的な側面があることも評価しておきたい。第一は、委員の選定方式である。委員の総数は53名となったが、近畿地方整備局は4人の中心的な学識経験者（土木工学、生態系、文化人類学、法律家）を選定したのみであり、他の49名の委員の選定や構成はすべてこれら4名の学識経験者に一任した。第二に、学識経験者（専門家）の概念を拡大し、いわゆる住民運動家をもその地域の実情に詳しい「専門家」として任用可能としたこと。第三

びわ湖通信 NO111 (2004. 6)

に、委員同士の情報交換や議事録の作成などの事務業務を第三者（三菱総研）に委託し、議論の自由度を高めたこと。第四に、近畿河川整備局は淀川流域委員会に対して、河川整備計画の是非に関する具体的な検討を要請したにとどまらず、20～30年先を見越して、河川行政のあり方や理念に関する討論も許容したこと。こうした委員構成とそこで行われた議論のプロセスは、いわば近畿地方整備局の予想を超えた結論を導き出すことを可能としたのである。

[3] 『意見書』へのコメント

(1) (流域委の『基礎原案』に対する総合評価と姿勢) 上記の様々な限界を踏まえたうえで、淀川流域委員会としてはこれまでのダム建設中心の河川開発のあり方に対する真摯な反省・検討を踏まえ、「新たなダムは原則として建設しない」という原則にたって、『提言』(2003.1) と『意見書』(2003.12) を作成されたことは全体として高く評価される。しかし、近畿地方整備局は、その『基礎原案』において、例えば丹生ダムや大戸川ダムなどの重要な問題については結論を先送りし、流域委員会の基本テーゼをまったくといつていいほど受け入れようとはしていないし、そもそもこれまでの河川開発のあり方について反省などしていない。(従来の河川開発への反省は重要である。例えば、琵琶湖毎秒 40 トンの新規取水が過大であったと認めるなら、琵琶湖の水位低下対策として丹生ダムを考えるのではなく、洗堰の操作ルールを変えれば済む) 他方では、国土交通省の HP では流域委員会の提言に対して堂々と「必要なものは必要として進めていく」と主張している。これからダム建設をどうするかという重要問題で、淀川流域委員会の 2 年 10 ヶ月に及ぶ仕事がまったく無視される可能性があることについて流域委員会はどう評価されるのだろうか。『意見書』では、『基礎原案』に対して「その重要な部分において、流域委員会が提言した内容をできる限り尊重し、反映し、具体化しようとするものとなっている」と評価しているが、この評価は過大評価ではないか。逆に、もっと積極的に『基礎原案』が従来の河川開発のあり方の真摯な反省から出発していない点を明確に批判すべきではなかったか。

(2) (河川法の限界) 環境保全や水質回復、生態系保全といった問題を目的に加えることは本来、河川法の本来の趣旨とは矛盾するものである。河川法は河川開発工事、河川整備工事を行うための法であり、真に開発と環境保全の対立を克服しようとするならば、開発と環境保全を統合した新たな法律の制定や推進機構の設置考える必要がある。(例えば、オーストラリアのマレー・ダーリング流域委員会 Murray Darling Basin Commission) そしてその活動を支えるための新たな財政システムの構築(流域環境税の導入や大規模地下水利用の有料化など)を考える必要がある。流域委員会はこうした新しい水管理システムの改革提言や河川法の限界も視野に入れるべきであった。『意見書』においても「統合的な河川環境の管理システム」、「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会」などの議論が行われており、その点は評価されるが、それは現行の河川法体系の範囲を超えた問題である。流域委員会が議論すべきは、河川法の限界であり、こうした統合的な河川環境の管理システムを可能とするような法改正ないし新法の設置である)

(3) (個々の事業に対して可否を論じることの危険性) 『意見書』では「II 淀川水系河川整備計画基礎原案に係る具体的な整備内容シートに対する意見」において、合計 170 件

もの具体的な工事についてその可否を判断し、例えば「早期に実施」を提言している事例が 45 件ある。このように具体的な工事の一つ一つに流域委員会として可否を判断することは流域委員会の必要な仕事なのだろうか。またこうした個々の具体的な工事の必要性について流域委員会が判断することが可能なのだろうか。もし責任ある結論を得ようとするならば、計画の詳細、事業の必要性や妥当性に関する周辺情報、当局側の説明、地元の利害関係者へのヒアリング、事業規模の妥当性、資金確保の見通し、など膨大な資料を検討したのかどうか、が問われるだろう。もし、こうした検討もなく、事業の可否を判断したとするならば、それは結果として、河川局（河川管理者）の予算の獲得に利用された、と見られても仕方ないのではないか。

(4) (住民参加の目標設定) 住民参加について様々な努力を読み取ることができる。この点は流域委員会の活動を高く評価するが、例えば「河川レンジャー」はごみの不法投棄を監視する程度の単なる安上がりのパートの国交省職員ではないはずである。住民がわざわざ時間を割いて河川保全に主体的に参加するには、大きな運動の目標の共有が必要である。例えば、官民協力して、魚が遡上できる河川環境を復活しようとするのであれば、ダム建設の見直しや垂直護岸の河川改修はやめなければならない。また、内湖の復活や既存ダムの撤去、湖岸道路の再自然化といったことまでも視野に入れなければならない。こうした目標をあいまいにしたままで住民参加を呼びかけるだけでは住民の心は決して動かないだろう。『意見書』はこうした行政と住民が共有できる運動の目標の設定、及び河川法や河川局という既存の行政機構の中でそうした住民との協同運動の展開が可能かどうかについても問題提起すべきであった。

(5) (財政問題の扱い) 財政問題を一切扱わないで河川改修事業の是非を論じるというこの問題性。公共事業にはお金がかかるのであり、これまで誤ったシステムで動いてきたからこそ財政赤字が深刻化したのである。財政赤字を生まない公共事業の意思決定システム（費用負担と便益が連動したシステム）を提案すべきである。その際、重要な論点は河川管理の地方分権化という視点であろう。

(6) (スーパー堤防の必要性) スーパー堤防（高規格堤防）の建設について高く評価している（淀川左岸における早期事業着手を主張）が、コストも含めて、費用と便益をトータルに検討して出した結論なのか疑わしい。

(7) (水利権の再配分) 水利権の調整について言及されているが、その検討の義務化、具体的な調整システムについてもっと踏み込んだ提言がほしかった。例えば、オーストラリアのマレー・ダーリング流域委員会では毎年 4800 万ドルの水利権売買（water trading）が行われて、水利用の効率化・適正化を図っている。世界の経験にもっと目を開くべきである。

(8) (河川整備の調査・検討期間中の地域開発のあり方) 7-3 で「調査・検討の間は地元の地域生活に必要な道路や防災上の途中で止めることが不適当な工事以外は着手しない」とわざわざ書いてあるが、ここまで書く必要はないと考える。ダム建設を強行するために住民をアメとムチで強制してきた過去の歴史を振り返れば、学識者の名のもとに、こうした文言が「行政圧迫」を正当化するために使われる可能性があることに配慮すべきであった。

びわ湖通信 NO111 (2004. 6)

(9) (住民への情報公開への視点)『基礎原案』のダム開発の推進理由が極めて抽象的で一面的な点を批判していることは高く評価されるが、流域委員会には通常は住民が触れることができない情報を住民に公開する役割もあると考える。例えば水利用の実態や河川開発にかかる費用について、具体的な数字を挙げた批判がほしかった。また、河川開発と財政赤字の関連についても踏み込んだ分析がほしかった。

以上、問題点のみを列挙したため、全体として淀川流域委員会の活動を正しく読者に伝えていないのではないかと危惧する。言うまでもなく、評者は淀川流域委員会の活動を、与えられた枠組みの中での基本的な方向性としては誤っていないし、日本におけるその先進的役割については高く評価している。特に

- ・ダムでダムを代替するという「利水容量の代替」を否定している点
- ・治水に関し、河川対応のみでなく流域対応とのセットで治水を考える点
- ・琵琶湖の環境を守るために高時川の環境を悪化してもかまわない、とする環境代替の考え方を否定している点
- ・『基礎原案』が水需要予測と実績の乖離の原因について分析を加えていないことを批判している点
- ・ダムについての分析

については大いに参考になったことを付言しておきたい。

「淀川水系流域委員会 意見書」に対する意見

西 田 清

はじめに

淀川水系流域委員会の仕事に敬意を表し、「意見書」を評価している。しかしながら委員会の意見が国土交通省近畿地方整備局にどのように取り入れられるか、疑問が残る（それは委員会の責任ではないが）。国土交通省は、委員会の「提言」以降もダム推進の立場を変えず、滋賀県も同様である。住民の世論と運動いかんが「淀川水系河川整備計画」のありようをを決めると思われる。

「意見書」が、専門家、河川管理者だけでなく、普通の市民に理解され、世論喚起に役立つものであってほしい、という思いから意見を述べる。

1) 利水について

「意見書」は、4.1において「利水についての基本的な考え方として、水需要管理という新しい理念を明確にする意味で『利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わない』ということを明確にする」ことを求めている。そして4.1(3)において「これまでの水需要予測が実績と乖離した過大なものであった」ことを指摘し、「（水需要管理の出発点となる）より精度の高い水需要予測を行うには、この乖離の原因を明確にすることが前提である」と述べている。同感である。

(1)しかしここで、過大水需要予測に関する委員会の見解を示すべきではなかったか。

(2)毎秒40 t の新規利水、1.5mの水位低下を決めた琵琶湖総合開発計画は、水需要を過大に予測してつくられた計画である。この琵琶湖から、びわ湖の環境問題の多くが生

じている。委員会は、琵琶湖を正面から批判あるいは総括して、その利水計画の再検討、したがって瀬田川洗堰操作規則の見直しを求めるべきではなかったか。

(3)「利水を目的とする水資源開発は原則として行わない」という意見は、「利水目的のダムは建設しない」と踏みこんでもよかつたのではないか。

2) ダムについて

「意見書」は、ダム問題について「環境振替ならびに利水の振替については、論理性ならびに同等性について問題がある」(7.2.2)と批判し、治水について「計画高水として用いられる洪水確率(には)曖昧さがあり、過大である。…既往最大洪水を用いると…偶然性に支配される」と指摘し、「計画高水としてこれら2種の洪水の特性ならびに当面対象とする洪水規模の採択理由を説明する」よう求め、また「利水安全度評価の低下」の「科学的根拠」の明示を求めていた(以上、7.1.1)。

これらの意見に賛成である。しかし私たちは委員会に以下について意見を求める。

(1)「環境振替」について、「(丹生ダムによる)水位の抑制効果」、「それがもたらす自然環境への改善効果」について、委員会の見解を示すべきではなかったか。「丹生ダムの建設で懸念される…環境への影響」「自然環境への影響のほか、琵琶湖にとって重要な低温の溶雪水の補給状況の変化や、ダム湖の水質悪化や水温変化、琵琶湖の生態系への不可逆的影響」などについても、委員会自身の見解を示すべきだった。

以上の問題は、丹生ダムの建設可否をめぐって論議されてきた問題であって、委員会の意見が示されることが、ダム問題を市民が考えるうえで重要だったと思われる。

(2)計画高水にかんする問題、利水安全度の低下問題について、委員会自身の見解を示して、河川管理者に説明と意見を求めるべきではないか。

3) 「委員会意見」と「琵琶湖部会意見」の落差について

「琵琶湖部会意見」には、「基礎原案に十分には反映されていない提言の趣旨」が4項12件、「琵琶湖の主な課題にに関する見解」が4項11目40件、「さらなる検討・追及を促す点」4項14件が提起されている。そこには次のような提起が見られる。

琵-4 p 「(3)多様かつ詳細な代替案の検討と提示」の①で「ダムによる水補給を中心とするごとき案」を非難して、「まずは瀬田川洗堰の操作規則の早急な見直しなどを中心には、さまざまな代替案の可能性を細かく検討すべきである」としている。

また琵-8 P 「2.2 ダムについて」のb(2)では「丹生ダム・大戸川ダムについても、まず建設しないことを前提とした代替案について、踏み込んだ検討をするべきである」となどと述べられている。

しかし「委員会意見」は、7.1.3で「可能な限り新規ダムからの水補給に頼らない方策の実現を目指に、琵琶湖の水位低下を抑制する代替案を幅広く検討すべきである」とし、丹生ダム、大戸川ダムについて問題点を指摘し、代替案を求めていたが、全体としてトーンダウンしている、と思われる。

(1)前述の「琵琶湖部会意見」は、「委員会意見」としてもっと押し出すべきであったと思われる。

(2)「琵琶湖部会意見」と「委員会意見」の間に「落差がある」という見方が間違っているとすれば、その点は批判いただきたい。

びわ湖通信 NO111 (2004. 6)

エッセイ

近江の分水嶺を歩いて思う

長宗 清司

近江は、典型的な盆地である。地表に降った雨や雪は、県境尾根を分水嶺として、川となり、やがて琵琶湖に注ぐ。分水嶺は、文字通り「水を分ける嶺」のことである。

比叡、比良、三国、伊吹、鈴鹿など琵琶湖を囲む美しい山系から流れ出る河川は、古くから「命の水」として、地域の人々と密接なかかわりを持ち、古代から人々の居住を容易にさせてきた。琵琶湖周辺に数々の遺跡が残っていることをみても明らかである。

総延長 61 km の野洲川をトップに、安曇川、日野川、姉川、犬上川など、滋賀県下には琵琶湖に水を提供する 100 を超える河川がある。全般的に滋賀県の川は水量に乏しく、流域住民はしばしば用水確保に悩まされ、方々で水争いが起こった。一方、滋賀県下の川は、上流から流出する土砂の量が多く、川底に堆積し天上川の様相を呈し、たびたび大雨や洪水の被害をもたらした。度重なる水不足や洪水による水害を解消しようと、昭和 20 年代以降、野洲川、日野川、愛知川、宇曾川、犬上川、芹川などの上流には水を調整するダムが建設された。

しかし現在は、環境の変化によって川の持つ本来のイメージが次第に様変わりしつつある。地球の温暖化や宇宙開発の影響による、降雪量の減少、少雨や局地的激しく降る雨による平地の砂漠現象など、人類の身勝手な行動から環境破壊が進んで自然体系を壊して、違った被害をもたらしている。新たにダムが必要かどうか疑問である。

私は今、好んで琵琶湖周辺の山々を徘徊している。ほとんどが分水嶺の、県境尾根を歩きながら息の出ることがしばしばある。景観として見る山は美しいが、実際、山に足を踏み入れてみると、手入れをしない山は荒れ放題で倒木が目立つ。せっかく植えた杉や檜などの用材が、間伐されず皆ヒヨロヒヨロでとても役に立ちそうにない。谷の源頭も「枯山水」の庭のように岩ばかりで、湧き水やコケの間から染み出る水も見当たらない。積もった落ち葉が水気をなくして乾燥し「粉」になって埃として舞い散る。以前なら、山で霧雨に出会うのは嫌だったが、近頃は、あたりにしっかりと湿気が満ちてむしろ心地よい。

最近、湖西「比良」への足の便が失われた。観光レジャーの名の下に開発された施設が、経営不振を理由に閉鎖された。少々不便でも、本当の登山者にはさほど影響はない。しかし 10 年後、施設が全部撤去されたとしても、あとに残った傷跡はどうなる？一度壊した自然はもう元には戻らない。山の緑は、本来、水源であり水の貯水槽である。このまま手をこまねいていると、きっとしつづけ返しを食らう。今、琵琶湖の湖底の酸素が著しく低下して、生物が生息できない状況に追い込まれているという。冬場、降雪が少なくなったことや、地に潜った伏流水が、琵琶湖にまで達しないことも一因だと聞く。

いずれにしても、山の緑と湖は密接な関係にあり、「水」に生きる私たちは、身近な河川に対してもっと目を向け、美しくきれいな水の流れを取り戻す努力によって、少しでも琵琶湖の水質悪化を食い止め、浄化に助力することが必要である。

びわ湖通信 NO111 (2004. 6)

し入れ」において、あらためてダム建設を取り止めるよう求めることを確認した。

前ページ（左）は「京都新聞」6月10日付の報道である。さすがに自民党や県民ネットワークの県会議員も、この「ダム建設促進論」の取り扱いに批判的だ（もっともダムを止めよとは言っていない）。

市民はムダな公共事業を取り止めるよう求めている。ムダであると同時に自然を大きく破壊するダムはつくるな、と声を高めている。なのになぜダムなのか、利権で政治は動くのか、と疑問を募らせている。だが国や滋賀県はいまだにダム建設に固執し、次つぎにあきれるべき・驚くしかない「ダム建設論」を繰り出している。今回の滋賀県の「提案」もその一つだろう。

なお前ページに紹介した2つの報道記事は、新聞の現物などで確かめてほしい。

酸素の会 第5回報告集会のお知らせ

日 時 2004年7月24日（土）13:00～16:30

会 場 大津市生涯学習センター 視聴覚室（大津市本町6-50 TEL 527-0025）

会員外の方も歓迎、どうぞ多数ご参加ください（参加無料）。

当日発表者は7月17日（土）必着でレジメ（A4, 1~2枚）を事務局へお送りください。

新入会者で第1, 第2回配布データの必要な方は事務局までお知らせください。

事務局 520-0818 大津市西ノ庄2-7 田中 宣子 TEL 077-523-1367

日本環境学会が2つのシンポジウム

■日本環境学会創立30年記念シンポジウム

鳥と人との共生社会を拓く～人類の生存と生物の多様性を考える

日 時 2004年6月26日（土）13:00～17:30

会 場 中部大学

基調報告 谷山鉄郎／報告 3者／パネルディスカッション 座長・辻淳夫 パネリスト

大畠耕二・本真慎・寺井久慈

■日本環境学会シンポジウム 「土壤汚染対策法と土壤・地下水汚染」

日 時 2004年6月27日（土）13:40～16:40

会 場 中部大学

座長 坂巻幸雄／報告者 牛島仁（福岡大学教授）姜永根（大阪代表取締役）畠明郎（大阪市立大学教授）

編集後記 今号は「淀川水系流域委員会の『意見書』を読む会」での意見交換を中心とした紙面となりました。近く滋賀県に「びわこ保全・再生の申し入れ（要望）」を行ないます。「びわ湖通信」にびわ湖・自然にかかるエッセイ、感想、小文、写真などぜひご投稿ください。梅雨です。からだを大切にしてください。